

令和4年6月15日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）ヤングケアラーへの支援に対する学校現場での取組について

教員がヤングケアラーとなっている子供たちに気づき、必要な支援機関への橋渡しができるよう、学校におけるヤングケアラー支援体制の充実にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺う。

（答）

小学校を対象とした昨年度の国の報告書におきまして、ヤングケアラーと思われる児童について、外部の支援にはつなぐことができていない学校が一定数あることが想定されております。

各学校におきましては、教職員が日々、児童生徒の家庭環境に対しての理解に努めておりますが、県教育委員会では、ヤングケアラーの存在に気づき支援機関への橋渡しが行えるよう、家庭や関係機関との連携の中心となる生徒指導主事や保健主事を対象とした研修において、講義等を行ってきたところでございます。

加えて、昨年12月、健康福祉局におきまして、ヤングケアラーの理解促進と相談窓口や支援機関を紹介する普及啓発用動画が作成されたところでございます。

県教育委員会におきましては、この動画を、各県立学校及び各市町教育委員会に周知するとともに、本年度からは、生徒指導主事研修をはじめ様々な研修において、視聴を促しているところでございます。

今後とも、各学校において、支援が必要な児童生徒に気づき、他機関への適切な橋渡しができるよう、他の自治体等の取組事例を共有するなど、健康福祉局と連携して、ヤングケアラーの支援体制の充実に努めてまいります。